

固定資産の価格に対する審査申出について

1 審査の申出とは

固定資産税の納税者(賦課期日(1月1日)現在、固定資産を所有する方をいい、共有者を含みます。)は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合、固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」といいます。)に審査の申出をすることができます。

審査委員会は、市長から独立した第三者機関として、公正中立な立場から、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)が適正に決定されたものであるかを審査します。

2 審査の申出ができる事項

川越市に所在する固定資産の固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に関することに限られます。

なお、価格(評価額)以外の事項(課税標準額、税額、その他の記載事項)について不服がある場合は行政不服審査法に基づく審査請求を川越市長にすることができます。

不服申立ての種別	不服の内容	不服申立て先
審査申出	価格(評価額)	川越市固定資産評価審査委員会 (提出先:川越市固定資産評価審査委員会事務局(川越市役所 市民税課内))
審査請求	価格(評価額)以外 (課税標準額、税額等)	川越市長 (提出先:川越市役所 行政改革推進課)

- 土地及び家屋については、3年に1度、評価替えが行われ価格が見直されます。この評価替えを行う年度を「**基準年度**」といいます。

審査の申出は、原則として基準年度に限られます。ただし、次の場合には、基準年度以外の年度(第2年度、第3年度)でも審査の申出をすることができます。

家屋の新築や土地の分筆等により、新たに価格等が固定資産課税台帳に登録された場合

家屋の増改築や土地の地目の変換等により、価格が変わった場合

家屋の増改築や土地の地目の変換等により、評価替えをすべき旨を申し立てる場合

地価の下落により土地の価格が修正された場合(地価の下落に伴う価格の修正以外は、審査申出の対象となりません。)

地価の下落により土地の価格が修正されなかった土地について、修正されるべきである旨を申し立てる場合

- 償却資産に関しては、年度にかかわらず、全ての償却資産について、納付すべき当該年度の固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)が審査の申出の対象となります。

価格や課税の内容について確認したい場合には、川越市役所 資産税課までお問合せください。

審査の申出にあたっては、評価の根拠等について、あらかじめ川越市役所 資産税課において十分な説明を受けていただくようお願いします。

3 審査の申出ができる方

固定資産税の納税者又は代理人に限られます。借地人、借家人等は審査の申出をすることができません。

4 審査の申出ができる期間

固定資産課税台帳に価格等が登録された旨の公示があった日(通常4月1日)から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内()です。

固定資産課税台帳に価格等が登録された旨の公示があった日以後に、価格の修正があった場合は、修正通知を受けた日から3か月以内です。この場合、審査の申出をすることができるのは、価格のうち修正された範囲に限られます。

5 審査の申出の方法

- 所定の審査申出書に、申出の趣旨や申出の理由など必要事項を記入し、審査委員会に提出してください(正・副の2部)。また、主張の根拠となる証拠書類等がある場合は併せて提出してください(正・副の2部)。
- 次の ~ に該当する方は、それぞれ右欄に掲げる書類も提出してください。

【審査申出書以外の提出書類】

種 別	提出書類
法人の場合	○代表者・管理人資格証明書 ○商業登記簿(法人登記簿)の謄本及び抄本
法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるもの場合	○代表者・管理人資格証明書 ○規約の写し等
総代を互選した場合	総代互選書
代理人より審査申出をする場合	委任状

6 審査の方法

形式審査

審査申出書が提出された後、内容の審査をする前に、必要な書類が添付されているか、期限内に提出されたものであるかなど、適法な形式を備えているか審査します。

審査申出書に不備があった場合は、審査委員会から補正等提出要求書をお送りしますので、その内容に従って補正していただくことになります。

なお、期限後に提出された審査申出書や、補正等提出要求書をお送りしても補正されなかった場合は、不適法な審査申出として却下されることがあります。

形式審査の結果、適法な審査の申出であると認められた場合、次のように実質審査に入ります。

実質審査

書面審理

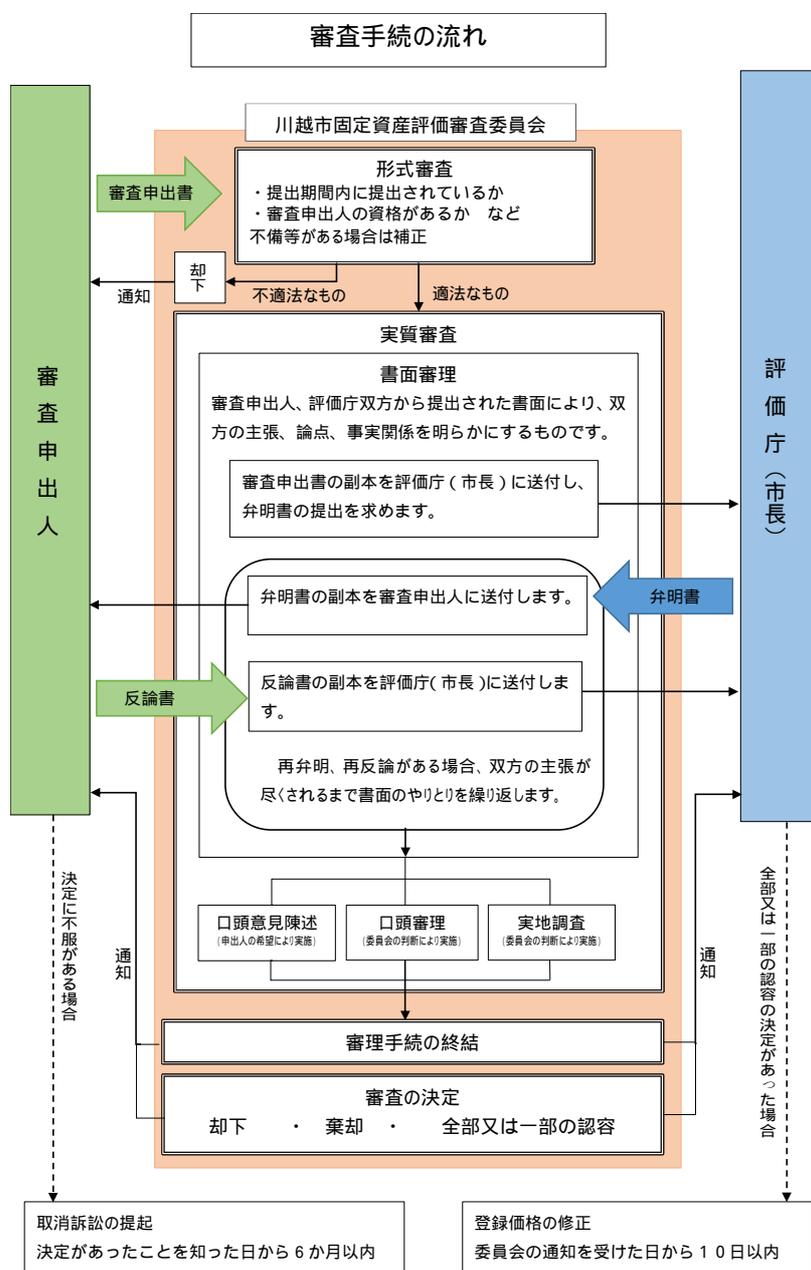
審査は、審査申出人と評価庁(市長)の双方から提出された書面をもとに行います。審査申出人からの審査申出書や反論書、評価庁(市長)らの弁明書などをもとに、双方の主張を明らかにします。

なお、審査委員会が必要と判断した場合は、実地調査や口頭審理(審査申出人及び評価庁が出席し、口頭による陳述を聴取すること)を行います。

口頭意見陳述

審査申出人が希望する場合、審査委員会に対して口頭で意見を述べるすることができます。(口頭意見陳述には評価庁は出席しません。)

審査手続きの流れ



審査委員会では、できるだけ早く審査決定を行うよう手続を進めますが、審査手続には慎重を期すことも求められているので、審査に時間がかかることがあります。

7 審査の決定

審査決定には、次の3種類があります。

	却下	審査の申出ができる期間を過ぎて審査申出書が提出された場合や、価格(評価額)以外に関する不服の申出等について、不適法であると決定すること。
	棄却	審査の申出について価格(評価額)を修正する理由がないと決定すること。
	認容	審査の申出の全部又は一部について理由があるとして、価格(評価額)を修正すべきであると決定すること。

8 委員会の決定に不服がある場合

審査決定に不服がある場合は、審査決定の取消しを求めて、決定書の送付を受けた日から6か月以内に川越市を被告として(審査委員会が被告の代表者となります。)訴訟を提起することができます。

ただし、審査委員会の決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査委員会の決定の取消しの訴えを提起できなくなります。

また、審査委員会が審査申出書を受け付けてから30日以内に決定を行わない場合は、その申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができます。

9 その他

審査の申出をした場合でも、固定資産税の納期限は延長されません。

納期限を過ぎますと、滞納扱いとなりますので、固定資産税は納期限までに納めてください。(納付いただいた後に、審査決定に基づき価格が修正され、固定資産税額が減額された結果、過払い部分が生じた場合には、還付されます。)

《問合せ・提出先》

川越市固定資産評価審査委員会事務局(川越市役所市民税課内)

住所 〒350-8601

川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-5637(直通)

FAX 049-226-2540